

# 新岩手県環境学習推進基本方針

平成18年4月

岩手県

## 目 次

|                                 |           |
|---------------------------------|-----------|
| <b>序 新岩手県環境学習推進基本方針策定の背景と目的</b> | <b>1</b>  |
| 1 前基本方針の策定（平成5年3月）              | 1         |
| 2 新基本方針策定の背景                    | 1         |
| 3 新基本方針策定の目的                    | 2         |
| <b>第1章 環境学習の基本的な考え方</b>         | <b>4</b>  |
| 1 環境学習の理念                       | 4         |
| 2 環境学習の目標                       | 6         |
| 3 環境学習の視点                       | 10        |
| <b>第2章 役割分担と幅広い場での環境学習</b>      | <b>12</b> |
| 1 各主体の役割分担                      | 12        |
| 2 家庭、地域、学校、職場等幅広い場における環境学習      | 13        |
| <b>第3章 環境学習推進のための施策</b>         | <b>17</b> |
| <b>第4章 環境学習推進体制ほか</b>           | <b>19</b> |
| 1 環境学習交流センター                    | 19        |
| 2 施策の総合的な展開                     | 22        |
| 3 方針の見直し                        | 22        |
| <b>【参考】</b>                     |           |
| ・ 岩手県環境学習推進基本方針検討委員会設置要綱        | 23        |

## 序 新岩手県環境学習推進基本方針策定の背景と目的

### 1 前基本方針の策定（平成5年3月）

私たちの住む岩手は、広大な県土に豊富な動植物相、自然景観、清澄な水、大気や文化、風土など、豊かで優れた環境に恵まれ、これらの有形無形の恵みは、先人たちの多大な努力により今日まで引き継がれ、私たちの生活を豊かなものとしています。

しかし、一方で私たちの身近な環境から地球規模の環境にいたるまで、さまざまな環境の問題が明らかになってきました。そういった状況の中で、県民一人ひとりが環境とのかかわりについて理解と認識を深め、よりよい環境の保全と創造のために責任ある行動が取れるよう、環境学習の重要性が高まっています。

そこで本県では、環境学習を進める各主体の自主性を活かしながら、県民総ぐるみで環境学習を行うための指針として、平成5年3月に『岩手県環境学習推進基本方針』を策定し、今日まで環境学習を推進してきたところです。

### 2 新基本方針策定の背景

#### （1）環境問題の現状

かつてわが国の環境問題は、工場の活動に伴って起こる産業型公害が主体でしたが、事業者の努力や規制強化などの対策の推進により、かなりの改善が見られるようになりました。

一方で、近年における地球温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨等といった地球規模の環境問題は、私たち一人ひとりの生活から生じる環境への負荷に起因することが明らかになっています。

本県でも、廃棄物の増加と不法投棄、野生生物の減少、適切な維持管理がなされないことによる農地や山林の荒廃などのより身近な課題が顕在化しています。

これらの問題解決のためには、今までの大量生産・大量消費・大量廃棄型の経済システムに支えられたライフスタイルを見直し、持続的発展が可能な循環型の地域社会を構築していくことが必要です。そのためには、私たち一人ひとりが積極的に環境学習・環境保全活動に取り組むことが求められています。

#### （2）環境学習をめぐる国内外のこれまでの動き

##### 【世界の動き】

世界的に環境学習の重要性が認識されたのは、昭和47（1972）年、スウェーデン

(ストックホルム)で開催された「国連人間環境会議」からとされています。

その後、セルビア・モンテネグロ(ベオグラード)における「環境教育専門会議」やグルジア(トビリシ)での「環境教育政府間会議」など数多くの専門会議が開催され、平成9(1997)年にギリシア(テサロニキ)で開催された「環境と社会に関する国際会議」では、持続可能な社会を実現する上で環境教育の担うべき役割が示されています。

さらに平成14(2002)年に南アフリカ(ヨハネスブルグ)で開催された「持続可能な開発に関する世界首脳会議(ヨハネスブルグサミット)」においては、わが国NGOと政府が「持続可能な開発のための教育の10年」を提唱し、同年の国連総会で決議が採択されました。「持続可能な開発のための教育の10年」は平成17(2005)年からスタートしています。

#### 【国内の動き】

わが国においても、従来から自然教育、公害教育を中心とする環境学習が実施されてきましたが、総合的な環境学習については、環境庁が昭和61(1986)年に策定した「環境保全長期構想」や平成5(1993)年に制定した「環境基本法」のなかでその重要性が強調されてきました。

平成11(1999)年には中央環境審議会答申「これからの環境教育・環境学習 - 持続可能な社会をめざして - 」が出され、環境教育・環境学習の意義や基本的な考え方が示されました。

これらを経て、平成15(2003)年に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」が、翌16(2004)年に同法に基づく基本方針が制定され、環境教育の推進に必要な事項や国が進めるべき施策等が定められています。

また、この間、平成10(1998)年に「特定非営利活動促進法」が施行され、環境学習を担う有力な主体として、新たにNPOが登場しました。

#### 【岩手県の動き】

岩手県では、平成5年に「岩手県環境学習推進基本方針」を制定し環境学習を推進してきましたが、その後、平成10年に制定した「岩手県環境の保全及び創造に関する基本条例(以下、環境基本条例という)」の中で、「環境に関する教育及び学習の推進について必要な措置を講ずる」と規定しています。平成11年には環境基本条例に基づいて「岩手県環境基本計画」を策定し、環境学習に関しても具体的な施策の方向を定めました。

また、「新エネルギーの導入の促進及び省エネルギーの促進に関する条例(平成15年)」、「岩手県ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例(平成15年)」等、個別の条例でも環境教育・環境学習の推進について明記しています。

### 3 新基本方針策定の目的

こういった環境学習の重要性の高まりと環境学習をめぐる動きを踏まえ、岩手県の

特性を活かし、かつ新たな環境課題に対応した環境学習を今後さらに推進していくため、新たに「新岩手県環境学習推進基本方針」として策定することとします。

# 第1章 環境学習の基本的な考え方

## 1 環境学習の理念

平成15年に制定された「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」においては、「環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習」のことを「環境教育」ということばで表しています。

しかし、本基本方針では、「自らが学ぶ」という視点を重視し、法律の定義に基づく「環境教育」ということばに代えて、「環境学習」ということばを使うこととします。

また、本基本方針では、「県民一人ひとりが、人間と環境とのかかわりについて理解と認識を深め、よりよい環境の保全及び創造活動に、自ら取り組めるように、体系的に学習を進める」ことをめざしています。

すなわち、「環境学習」とは県民一人ひとりが、

- ・ 環境と環境問題に関心、知識を持ち、
- ・ 人間の活動と環境とのかかわりについて理解し、
- ・ 環境への気配りを欠いた人間の活動は環境の悪化をもたらすという認識を深め、
- ・ 生活環境の保全や自然保護に気配りをした行動を心がけ、
- ・ よりよい環境づくりや自然とのふれあいに進んで参加し、さまざまな立場の人と協働しながら、
- ・ 健全で恵み豊かな環境を共有の資産として次の世代に引き継ぐことができるよう、

環境についての学習を体系的に進めることです。

具体的な理念と内容は、以下のとおりです。

自然環境とのふれあいを通じ、自然を慈しむ豊かな感性といのちを大切に  
思う心を育むこと

自然の持つ美しさ、不思議さ、神秘さに目をみはる豊かな感性や自然を慈しむ心、  
自然と共存する精神を育むことが大切です。また、いのちあるものに触れ、いきもの  
相互の関わりを知り、命の尊さを理解することが大切です。

環境資源の有する多様な価値についての認識を育むこと

私たちの生活に欠くことのできない大気、水、土壌、森林などの自然環境や歴史的  
な建物、公園、街並み、水田、畑などの私たちを取り巻く身近な環境資源が有する浄  
化機能や経済的、精神的な価値などのさまざまな価値について、理解と認識を深める  
ことが大切です。

人間の活動が環境に及ぼす影響についての認識を徹底すること

一人ひとりの日常生活あるいは企業活動が、いかに深く環境と関わりあい、環境に  
影響を与えているかを認識することが大切です。

人間の活動と環境との持続可能な関係を図ること

人間の活動に対する環境の許容量には限界があります。したがって、人間の様々な  
活動は野放しであってはならず、環境容量との調和を図る努力をづつづけることと、こ  
のことにについて皆が合意する必要があります。

一人ひとりが環境学習を通じ、多くの人と連携して自主的に実践活動に取り  
組み、よりよい環境を築いていくこと

環境学習を通じて、一人ひとりが人間と環境の関わりについて理解、認識するとと  
もに、学習したことをもとにして、多くの人と連携して環境保全活動を実践し、持続  
可能な社会の実現に向けて取り組んでいく必要があります。

## 2 環境学習の目標

### (1) 本県の環境学習の目標

環境学習は、「環境学習を行うこと」が最終的な目標ではありません。環境学習はよりよい環境の保全と創造のための、ひとつの手段でありステップであると言えます。

私達は、先人から受け継いだ本県の緑豊かな自然、水清く良好な環境を大切にしながら、うるおいとやすらぎのある地域の環境を積極的に形成し、より豊かな環境として、いわば、「利子を付けて」、次の世代に伝えていかなければなりません。

また、県民一人ひとりが、本県独自の素材（自然そのものや様々な取組など）や、本県が抱える環境課題等を理解、認識した上で、岩手ならではの、という環境学習・環境保全活動に取り組み、自然と共生し循環を基調とする持続可能な地域社会を実現することが重要です。

このため、本県の環境学習の目標を以下のとおりとします。

恵み豊かな環境と共生し未来につなぐイーハトーブの大地

～みんなで目指そう「環境首都いわて」～

この目標は、新しい県土づくりの指針として策定した「岩手県総合計画（平成11年）」の部門別計画として、本県の環境保全施策の基本方向を定めた「岩手県環境基本計画」の基本目標でもあります。

なお、本県内で過去に発生するなどして現在の課題として考えられる素材としては、以下のようなものが考えられます（ここに例示した環境学習における素材以外にもそれぞれの地域に根ざしたものも存在します）。

#### 素材例：

##### 森川海のつながりと健全な水循環の重要性

本県は、これまでに自然に合わせて農林水産業を営むなど自然との上手なかかわり方を維持してきました。しかし、森林の公益的機能の低下や閉鎖性水域の富栄養化に伴う水質の汚濁など、本県の森、川、海を取巻く環境問題を未然に防止するために県民、事業者の方々などの各主体や上流地域・下流地域の住民の協働による保全活動を活発にすることが重要です。

##### 地球温暖化防止への取組み

地球温暖化問題とは、化石燃料を使い続ける人間の様々な活動により二酸化炭素など

の温室効果ガス濃度が上昇することにより、気温が上昇することです。

もともと岩手県には、二酸化炭素を吸収して成長する森林が多くあり、地球温暖化防止に大きな役割を果たしています。

さらに、岩手県では二酸化炭素の排出量を2010年までに1990年に比べて8%削減することを目標として掲げています。これは国の目標よりも高い数字ですが、「環境首都」を目指す岩手県では、良好な環境を未来につなぐためにあえてハードルを高く設定しています。

また、二酸化炭素の排出量のうち、家庭部門からの排出量の増加が著しいため、日常生活を点検し、地球にやさしいライフスタイルを実践しながら、温暖化対策を行っていくことが重要です。

#### 新エネルギー、省エネルギーの推進

私たちは、20世紀になってから石油などの化石燃料を大量に消費してきましたが、資源には限りがあるとともに、その浪費が環境の悪化を招いていることを深く認識し、化石燃料の大量消費による環境への負荷を低減するため、木質ペレットストーブなどバイオマス資源の活用や太陽光発電や風力発電などの新エネルギーへの転換や省エネルギーの推進を図ることが重要です。

また、県民一人ひとりが新エネルギー、省エネルギーを意識したエコライフを実践していくことが大切です。

#### 循環型社会構築への取組み

私たちはこれまで、不用になったものをごみとして捨てていましたが、それらを資源としてとらえて、排出抑制、再使用、資源化、再生利用など資源の循環利用を促進することが重要です。都道府県別のごみの一人1日当たりの排出量では、本県は全国平均に比べれば少ない状況ですが、年々増加しています。この対策について皆で考えることが重要です。

また、農業県である本県では、家畜排せつ物や間伐材などのバイオマス資源をエネルギーとして利用することにより環境への負荷の少ない新しい産業の振興が求められています。

#### 豊かな生物多様性の保全

自然生態系は、太陽エネルギー、大気、土壌、水、動物、植物、微生物が相互に影響を与え依存しあいながらバランスを保っています。

本県では、原生的自然の減少や一部の野生動植物種の絶滅が危惧されているなどの問題があるものの、森林面積は全国第2位となっており、また陸中海岸国立公園や十和田八幡平国立公園など全国に誇りうる優れた自然環境に恵まれており、その中に多様な生物を育てています。この優れた自然環境は、はるか古(いにしえ)より先人の努力によって守り育てられてきたものであり、この自然環境をさらに守り育て、将来の世代に継承していくことは、私たちの責務です。

### 森林の保全

森林は、国土保全に大きな役割を果たしているとともに、主要な温室効果ガスである二酸化炭素の大きな吸収源となっています。このような公益的機能を有する森林等の整備や木材資源の有効利用の推進により県土の 8 割を占める森林を保全することが重要です。

特に、本県の森林の約 4 割を占める人工林は、適切な手入れを行うことでその機能を発揮するにもかかわらず、近年手入れがなされていない森林が増加する傾向にあり、森林の持つ機能が失われつつあるため、森林の保全へ向けた取組が必要です。

### 緑あふれる水田や里山の保全

本県の農業はこれまでのたゆまぬ努力の積み重ねにより、全国有数の農業主産県としての地位を築いてきました。

森林や農地は、自然災害防止や水源かん養、気象緩和、生物多様性の確保などの環境保全上の多面的機能を持っています。また、水田や里山は景観の観点からもその価値が見直されています。このように、農林水産業は大気や水、土壌、生物などの循環を基礎として営まれている産業であり、その健全な発展を促進することにより環境保全機能の向上につなげていくことが重要です。

### グリーンツーリズムの推進

グリーンツーリズムとは、都市住民が農山漁村において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ、滞在型の余暇活動のことです。

本県の農業・農村は、広大な県土と多彩な農業資源を有し、また、緑豊かな自然環境やそれぞれの地域に根ざし、歴史に育まれた農村文化に恵まれております。

岩手ならではの優れた特性を積極的に生かし、都市にも開かれた、ふれあい、いこいの場を提供することにより、大きく発展する可能性を有しています。

### 旧松尾鉱山の坑廃水対策

旧松尾鉱山は、硫黄の生産により一時は「雲上の楽園」と呼ばれるほど隆盛を極めました。安い硫黄の生産方法の開発により経営が悪化し、昭和 47 年に事実上閉山しました。この鉱山からは、閉山後も大量の強酸性水が下流に流出し、北上川までもがその影響を受け、大きな社会問題となりました。現在でも処理施設を稼働させなければ汚染した坑廃水が北上川に流れてくる恐れがあるために、汚染した水の処理をしています。

### 県境産業廃棄物不法投棄への対応

平成 11 年に発覚した青森・岩手県境不法投棄問題は、先人によって守り育てられてきた本県の貴重な自然を破壊し、地域の人々の生活を脅かし、現状回復するまで多大な費用を投入することになりました。また、一度失われた自然環境を取り戻すには今後さらに年月が必要となります。



### 3 環境学習の視点

環境学習の実施にあたっては、次のような幅広い視点を持つ必要があります。

#### 体験学習を重視して

自然体験、生産体験、奉仕体験などの体験学習は、何にも優る環境学習になります。特に子どもにとっては、遊びを通じて学ぶという観点が大切になります。

#### 科学的な知識を基礎として

環境問題に関する正しい理解は、科学的な知見や事実に基づく認識から生まれます。

常に新しい知識を習得し、科学的な思考に基づいて行動するようになることが大切です。

#### 想像力を働かせて、公平な態度で

環境問題はいろいろな他の問題とつながっており、一面からの見方だけでは、全体的な理解ができません。

環境学習を行う際には、想像力を働かせて、異なった立場があることを認識し、客観的かつ公平な態度でものごとの関係を捉えることが大切です。

#### 国際的視野を持って

私たち一人ひとりの生活が、地球規模の環境問題の原因となりうるということが明らかになった今日、国際的な視点に立った取組が求められています。国際的な視野を持って、持続可能な社会の実現を考えていくことが大切です。

#### 生涯学習として

私たちは、生きている限り環境とは無縁でいられません。環境学習は、幼児から高齢者までのあらゆる年齢層で行われることが必要であり、自然観察、環境美化活動、省資源や省エネなど、日常生活に根付いた取組が大切です。

### 地域特性を踏まえて

地域には、その土地特有の文化や歴史などの環境特性があります。それらを踏まえ、あるいは素材として活用し、その地域独自の環境学習を進めていくことが大切です。

### 実践行動に結び付けて

環境学習は、環境に関する知識を得るだけでなく、環境保全に向けた実践行動に移して、初めてその目的が達成されます。環境課題の解決のため、自分ができることから行動していくことが大切であり、次の段階では、立場の違う人々との協働を目指して行動を起こすことが求められています。

## 第2章 役割分担と幅広い場での環境学習

### 1 各主体の役割分担

環境学習の成果をより効果的なものにするには、県民（個人・家庭・地域）、NPOをはじめ民間団体、企業、行政などの主体が各々の役割に応じて自発的に取り組むことはもちろん、他の主体を尊重しながら、お互いが連携して取り組んでいく必要があります。

#### (1) 県民

すべての環境学習は、県民一人ひとりの取組が基本であり、日常生活において環境に関心を持ち、自発的に環境学習に取り組んでいく必要があります。

特に、大人は環境学習に取り組むだけでなく、次代を担う子ども達に環境保全の重要性を伝えていく役割があります。

#### (2) NPO等民間団体

NPO等の民間団体は、様々な地域から多様な人材が参加しており、団体ごとに専門性を有していることから、それぞれの特色を活かした環境学習・環境保全活動を展開していくことが期待されます。

また、環境学習の実施主体となるだけでなく、人材の提供やネットワークの形成等、他の主体の環境学習を支援する役割も重要です。

#### (3) 事業者

事業者は、個人と比べ活動規模が大きいため、環境への影響も大きくならざるを得ません。事業者が環境に配慮した事業活動を行うとともに、その従業員に対して環境教育を実施することは、環境負荷の低減に大きく貢献することになります。事業者はまた、従業員が環境保全に関するボランティア活動に参加しやすいよう、制度を整える必要もあります。

さらに、事業者が自ら有する環境情報を提供したり、事業所や工場などを環境学習の場として開放したりしています。ものづくりやサービス提供等の現場の見学、事業の経験に基づいて実施される環境教育により、見学者、事業者の双方で事業活動と環境の関係について学び、理解を深めることが期待されます。

#### (4) 行政等

行政は、総合的な支援・調整の役割を担います。

県は、情報提供、人材育成、学習情報基盤の整備、学習機会の設定など各種の基盤整備や主体間の連携の促進などを通じ、県全体のコーディネーターとして、他の主体の環境学習・環境保全活動の活性化を図ります。

市町村は、地域とより密接に関わりあい、地域の実情に即したコーディネーターとしての役割が期待されます。

大学及び試験研究機関は、環境問題に関する専門的な知識・技能の習得等による指導者や学校教員の養成などの人材育成の役割と、科学的知見の提供や実践的な学習カリキュラムの策定など研究成果をフィードバックすることにより他の主体を支援する役割が期待されます。

また、行政は自らも一事業者として、事業の実施にあたっては常に環境保全の視点を重視して取り組む必要があり、職員に対し環境についての研修等を実施することが強く求められます。職員が環境保全に関するボランティア活動に参加しやすいよう、制度を整えることも必要です。

## 2 家庭、地域、学校、職場等幅広い場における環境学習

私たちは、何らかのかたちで社会と関わっており、お互いに環境学習に取り組んでいく必要があります。それぞれの場での学習の成果が、他の場における学習や活動に波及することで、より大きな成果につながっていくことが期待されます。

特に、住民や事業者などが環境に対する共通の問題意識や認識を持ちつつ、対等なパートナーシップを築きながら、共に環境問題に自主的に取り組む場として地域の力が重要です。

### (1) 家庭

家庭は、暮らしを通じて環境の大切さを学び、実践する場です。

日常生活のなかで、環境への意識を高め、一人ひとりができることから行動に移していくことが求められます。家庭では特に、次代を担う子ども達に、いわての環境のすばらしさを伝え、環境保全の意識付けをすることで環境に配慮したライフスタイルを身に付けてもらう必要があります。

【家庭で期待される活動内容等】

「もったいない( )」という観点から、食べ物を残さない、節電・節水を心がけるなどものを大切にする心を育てること

環境家計簿の活用

ごみの減量化、適切な分別の実践

環境に配慮した商品の率先購入

- ( ) 「もったいない」については、平成 17 年 2 月に、平成 16 年のノーベル平和賞受賞者でケニア環境副大臣のワンガリー・マータイ氏が来日し、我が国の「もったいない」という言葉に感銘を受け、国連の「女性の地位向上委員会」閣僚級会合等でこれを紹介しました。「もったいない」に表された、我が国の「限られた資源を無駄にせず、効率的に活用する」という考え方は、世界で脚光を浴びています。(平成 17 年度循環白書)

(2) 地域

地域は、様々な年齢、職業の人々が環境保全の意識を共有しともに行動する場です。

地域独自の文化のほか、山、川、海等の自然や森林、田畑等の資源の特色をいかした、地域一体となった環境学習の取組が求められており、自治会、子供会、婦人会、NPO 等、多様なグループが原動力として積極的な役割を果たすことが期待されます。

また、公民館や児童館等は、地域の学習拠点として位置付けられており、これらの地域の学習拠点を中心とした環境学習の展開が期待されます。

【地域で期待される活動内容等】

地域の特色をいかした継続的な環境学習会・観察会

地域の美化活動・リサイクル活動

不法投棄パトロール

地域の意見をまとめ行政等に提言

(3) 学校

学校は、児童、生徒、学生等が発達段階に応じて環境学習を行う場です。

環境学習を行う際の基本的要素として「in ( ~ の中で )」、「about ( ~ について )」、「for ( ~ のための )」の 3 つがありますが、これらの基本的要素を発達段階に応じて適切に組み合わせることが重要です。

幼児期「in」

幼児期は自然に親しむこと (= 自然に対する教育) を通じて感性を養うことと、大人(親)の愛情につつまれ、子供同士もまれて育つこと (= 人間に対する教育) が環

境教育の主な活動です。それが豊かな「感性」と人間愛や信頼感を育てることにつながります。

#### 学齡期「about」

学齡期は学校などで自然のしくみや環境問題(=自然)について、また人間自身や人間をとりまく文化・社会問題(=人間)についての知識を学ぶことが、主な環境教育の活動です。

#### 成人期「for」

高学年(さらには成人期)になるに従い、環境(=自然)を守り、環境問題や人間をとりまく諸問題(=人間)を解決するための行動をとることが環境教育の中心になります。

学習にあたっては、各学年・教科間で継続的に連携して行うことが重要であり、そのためには学校ごとに環境学習についての総合的な計画を作成する必要があります。

特に小学校は、教科担任制である中・高等学校と異なり、学級担任制であることから、教科等間の連携を図った指導に組みやすいといえます。このような特徴を生かし、それぞれの学級担任の教員が、環境問題に関心をもち、学級経営の全体の中で意識的に取り組むことによって環境学習の効果がより高められると考えられます。

学校での環境学習は、様々な体験活動学習のほか、各教科で環境の分野と関連付けた授業展開を図り日常的に実施することで、より深まっていきます。

大学においては、環境学習に関するカリキュラムの充実と学生の環境ボランティア活動の活発化が期待されます。

また、教職員については、研修や専門講座に参加することにより、指導力の向上を図っていくことが求められます。

#### 【学校で期待される活動内容等】

##### 幼稚園等・小学校

学校周辺の自然環境、社会環境を活用した体験学習の実施

こどもエコクラブ( )への加入と活動

児童会活動等での奉仕活動

学校版環境 ISO の導入

##### 中学校・高校

事業所、行政等への訪問学習

環境問題の原因、対策調査

生徒会活動等での奉仕活動

学校版環境 ISO の導入

##### 大学・高専・専門学校等

環境学習講座の開催

環境ボランティア活動への参加機会の拡充

環境に関する研究の充実

( )こどもエコクラブとは、小中学生なら誰でも参加できる環境活動のクラブです。

#### (4) 職場

職場は、社会人の多くが一日の大半を過ごす場であり、環境負荷の低減には職場での取組が欠かせません。

環境に配慮した事業活動の推進には、職場の構成員の一人ひとりが環境についての知見を有する必要がある、職場ごとの環境学習が重要になります。

また、職場における環境学習は、社会人が環境学習を行う有効な機会の一つです。しかも、職場で身に付けた環境保全に関する知識・技能は家庭や地域でも適用できることがあります。そのため、職場としても地域における環境ボランティア活動に対して協力するなど、職場と地域・家庭を繋ぐ取組を促進していくことが重要です。

##### 【職場で期待される活動内容等】

ISO、地域環境マネジメントシステムの取得と運用

職場内での省エネ等の取組

環境ボランティア活動への参加の促進

環境リスクコミュニケーション（ ）イベントの開催

( )環境リスクコミュニケーションとは、企業における環境保全などの取組について、県民、事業者及び行政がお互いの情報を共有することによって理解を深める手法のことで、県内では、「環境報告書を読む会」などとして開催されています。

### 第3章 環境学習推進のための施策の方向

県は、県内のあらゆる主体の環境学習を総合的に支援するために、県民やNPO等との連携、協働などにより、地域の力を生かしながら以下のような施策を展開していきます。

#### (1) 環境学習を担う人材の育成と活用

環境アドバイザーや地球温暖化防止活動推進員などの人材登録制度の整備を行い、地域における環境学習のリーダーの活動を支援します。

環境カウンセラーや化学物質アドバイザー、省エネ普及指導員など国等の制度における有資格者との連携を図ります。

あらゆる行政分野に環境への配慮が組み込まれるよう、自治体職員や教職員に対する研修の充実を図ります。

公民館職員や町内会役員、こどもエコクラブサポーター、教職員や事業所における環境マネジメント担当者など家庭、地域、学校、職場等の場において主導的な役割を担っている人材に環境学習のリーダーとなっていただくため、研修会や講習会などの充実を図ります。

学校教育現場に携わる人材間の交流を通じて、学校教育現場における環境学習の推進方策について実践・検討を進めます。

幼児期において自然とふれあう体験を取り入れた環境学習を進めるための教職員等指導者の連携を推進します。

#### (2) 環境学習プログラムの整備

公民館、NPO・地域団体、学校、事業者、行政機関等あらゆる主体が先進的に行っている環境学習プログラムや事例を収集し情報共有を図ります。

テーマや対象を絞った効果のある環境学習プログラムの整備を図ります。なお、実施にあたっては、対象とする県民が広く参加できるよう、日時、開催地域等に配慮します。

学校教育現場の実態を熟知する者の協力を得て、対象学年や学習場面に応じた適切な教材及び環境学習の指導者に向けたマニュアル等の開発・整備に努めます。

学校教育における環境学習カリキュラムの拡充を図るための取組を推進します。

### ( 3 ) 環境学習への参加の場や機会づくり

環境学習に取り組んでいる既存施設、既存団体と情報交換を図り、連携強化を目指します。

公民館等の社会教育施設をはじめ、国、県、市町村が設置する施設及び管理する森林、公園、河川等県内全域を環境学習の場として活用します。

実体験を通じた環境学習の場のネットワーク化に努めます。

自然公園など環境学習として活用できる場の保全を図ります。

農山村集落地域の河川、森林、田畑などの環境学習の場としての再認識及び活用を推進します。

### ( 4 ) 情報の提供のしくみづくり

環境学習に対する県民のニーズの把握や相談対応のための窓口を充実させます。

普及啓発のための冊子、チラシ等の配布、マスメディアやインターネット等の活用により効果的な情報提供を行います。

自然保護意識やグリーン購入、リサイクル行動の促進、省エネルギー、生活排水の浄化等目的に応じた普及啓発の手法を検討します。

環境学習交流センターを環境情報の収集・提供機能の拠点として整備します。

環境の現状に関する情報等環境に関する基礎資料、環境学習の取組への助成金等に関する情報、環境学習の教材や機材の情報等、環境に関する主体的な取組を支援する情報を提供します。

県内の環境の状況や施策に関する情報を毎年「環境報告書」として公表します。

### ( 5 ) 実践活動への支援

公民館、NPO・地域団体、学校、事業者、行政機関等あらゆる主体が連携して実践活動に取り組めるよう、連携を促進するための仕組みを整備します。

公民館、NPO・地域団体、学校、事業者、行政機関等あらゆる主体との情報共有を図り、他主体の取組の参考となるよう、各主体の取組事例について広く紹介します。

## 第4章 環境学習推進体制ほか

### 1 環境学習交流センター

県は、庁内に設置している岩手県環境教育推進連絡会議の構成員が相互に連携を図りながら、それぞれ環境学習の推進に取り組むほか、この基本方針に定めた事項を実現するために、盛岡駅西口の複合施設「いわて県民情報交流センター（愛称：アイーナ）」に環境学習交流センターを設置し、以下の事業を展開します。

このセンターでは、県民の方々やNPOなどの団体、事業者、行政など様々な主体間の連携を促進するためのネットワークを構築し、県内の環境学習の拠点としての役割を担うことにより、この基本方針に定められた環境学習を推進します。

#### （1）環境情報の収集・提供

##### 環境情報の収集、提供

環境NPO、事業者、行政機関など各主体が開催する環境保全に関するイベント情報及び各主体の活動情報を収集します。

岩手県内の環境イベント、人材、教材等の情報をインターネットや広報誌を通じて定期的に提供します。

#### （2）環境学習支援

##### 小中学校等からの社会見学の受付

展示物と活動プログラムを効果的に組み合わせ、できるだけ自分で考え、身体を使って環境問題を身近なこととしてとらえ、環境保全へ向けた行動を起こしていくきっかけとなるようなプログラムを準備します。

##### 環境学習講座等の開催

先進的な取組を行っている環境NPO、事業者、学識経験者等を講師として、環境保全活動を実践している方などを対象として環境学習講座を開催します。

また、日常生活の中から環境問題について考える環境セミナーを開催します。

##### 環境学習に関する相談・助言

「野外活動・校外活動のテーマに合った施設や講師を知りたい」、「学校で行う総合的な学習の時間を利用した環境学習の具体的な進め方についてのアドバイスが欲しい」と考えている教職員をはじめとする環境学習に関する相談・助言を、環境学習及び学校教育の経験を有するスタッフが支援します。

#### 環境学習指導者の養成・支援

教職員が学校現場で環境学習の機会を積極的に取り入れることを支援するために指導者育成講座を開催します。

#### 環境学習プログラムの研究・開発

環境学習を学校現場で実践するために課題とされている「岩手の素材を活用した実践」、「学校及び地域における環境学習推進方法」、「総合的な学習の時間での取り組み方」などのテーマに対する研究及び環境学習プログラムの開発を行います。

#### 環境関連図書の貸出

環境に関する図書、視聴覚資料を整備するとともに、図書の貸し出しを行います。

### (3) 環境保全活動支援

#### 環境アドバイザーの派遣

県内の各地域で水生生物調査や自然観察会などの環境保全活動を実践する行事の主催者に対して、県が委嘱した環境アドバイザーのうち、行事の趣旨にあったアドバイザーを紹介し、派遣を行います。

#### 環境学習関連機関・団体との連携

環境活動団体の研修や交流会を開催し、多くの人との出会いと交流の場を設けます。環境学習交流センターを、お互いの学習や活動の成果を発表する場として使用することもできます。

#### 身近な環境に関する事項の相談・助言

県民からの環境保全活動や環境保全に関する身近な疑問についての相談窓口を設置します。

#### 【環境学習交流センターの運営上の基本方針】

環境学習交流センターの運営にあたっては、以下の点に留意して、事業の効果的な展開を図ることとします。

#### NPO団体等との協働による運営

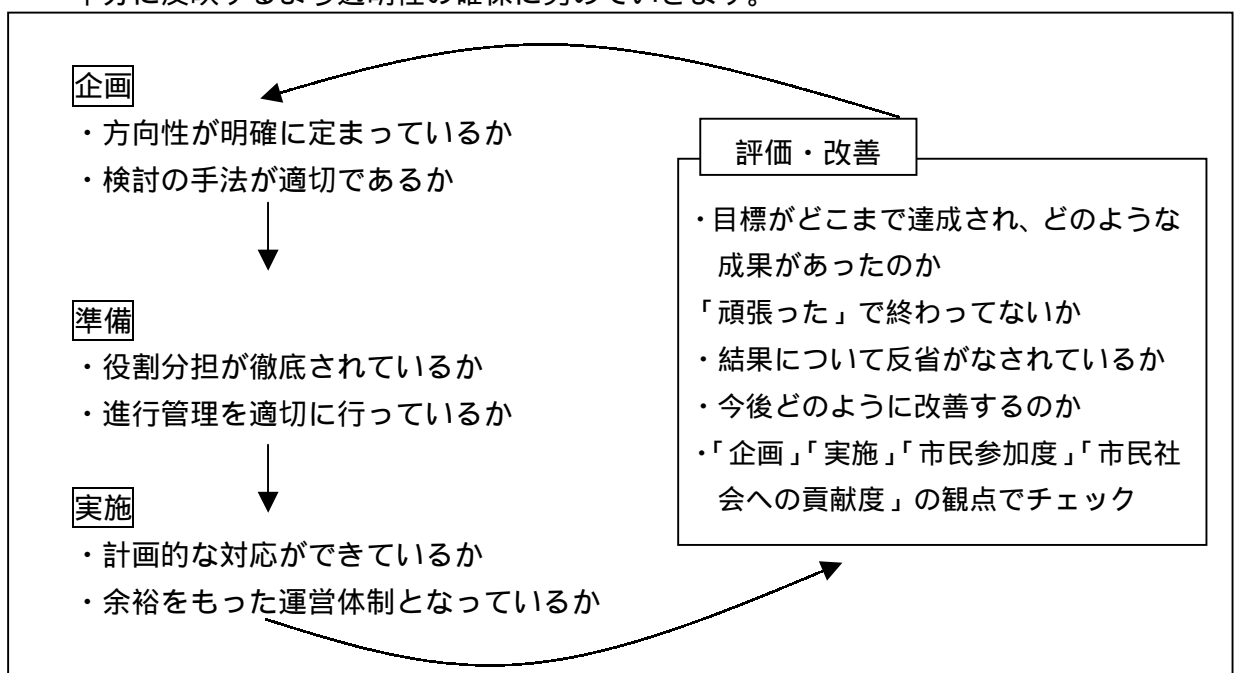
環境学習交流センターの運営については、県民やNPO団体等との連携を促進するため、環境保全活動等の実績があるNPO団体等に業務委託することとし、今後、県民やNPO団体等との、さらなる連携・協働の促進を図ることとします。

### P D C Aサイクルに基づく事業の実施

環境マネジメントにはP (plan:計画)、D (do:実行)、C (check:評価)、A (action:改善)が重要といわれています。特に、環境学習分野の事業においては、地域性もあるため最適な解決策が明確になっているわけではありません。このため、環境学習交流センター事業の実施した内容を適切に評価し、改善を常に行っていくことが必要です。

このため、環境学習交流センターでは、「事業を実施する際の事前内部評価」、「事業実施後の事後内部評価」、「事業に参加した県民による事後外部評価」を事業ごとに毎年実施し、常に事業をよりよい方向に改善するための取組を進めていきます。

これらの取組については、外部委員からなる運営協議会を設置して県民の意見を十分に反映するよう透明性の確保に努めていきます。



図：環境学習交流センターの事業実施フロー

### 中間支援的役割の徹底

県内には、多くの団体が環境学習交流センターが設置される前から地域に根ざした形で環境保全活動を展開しています。そのため、環境学習交流センターで実施する事業は主に地域で活動を行ってきた団体の活動を支援することを目指すこととし、これらの団体のセンターに対するニーズを常に正確に把握するようにします。

### 情報共有と情報公開

環境学習交流センターで実施する事業については、インターネット等を通じて内容を公開し、広く県民と情報共有を図ることとします。

## 2 施策の総合的な展開

県は、県民、NPO 等民間団体、事業者等と情報共有を図り、連携・協働を進めるほか、市町村及び国と緊密に情報交換を行い、効果的な環境学習の推進を図ります。

また、平成15年に定められた「ふるさとの森と川と海の保全及び創造に関する条例」に基づき、県では流域ごとに市民・NPO、事業者、行政等の協働により「流域基本計画」を策定していますが、これらとも連携し、環境保全に関する協働の取組を支援します。

なお、庁内各部局間の取組を調整し、環境学習に関する施策を総合的に企画・推進する役割を担う組織として、平成16年8月に「岩手県環境教育推進連絡会議」を設置しました。今後、連絡会議を通じて各部局が連携し、環境学習の推進に努めます。

## 3 方針の見直し

環境問題の変容にともない、対応する環境学習の内容も「進化」していくことが求められることから、この『新岩手県環境学習推進基本方針』の内容についても、今後、状況の変化に応じて適切な見直しを行っていくこととします。

## 【 参 考 】 岩手県環境学習推進基本方針検討委員会設置要綱

### （設置）

第1条 自然と共生し循環を基調とする持続可能な地域社会の構築に向けて、県民一人ひとりが環境学習、環境保全活動に主体的に取り組めるよう、岩手県環境学習推進基本方針を見直すにあたり、広く専門的かつ実践的な意見を求めるために、岩手県環境学習推進基本方針検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### （所掌事項）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を検討し、必要な提言を行うものとする。

- （1）環境保全の意欲の増進及び環境学習の推進について
- （2）岩手県環境学習推進基本方針の見直し内容について
- （3）その他環境学習推進基本方針の見直しに関し必要な事項について

### （組織）

第3条 委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

- 2 委員会に会長及び会長代理を置き、会長は委員の互選により、会長代理は会長の指名により、これを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

### （招集）

第4条 委員会は、必要に応じて知事が招集する。

### （庶務）

第5条 委員会の庶務は、環境生活部環境生活企画室において処理する。

### （雑則）

第6条 この要綱で定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成17年7月12日から施行する。

別 表

| 氏 名     | 役 職 名           |
|---------|-----------------|
| 小 原 富 彦 | 岩手県商工会議所連合会専務理事 |
| 梶 原 昌 五 | 岩手大学教育学部講師      |
| 澤 口 たまみ | エッセイスト          |
| 菅 原 利 典 | 富士通(株)岩手工場環境管理係 |
| 田 中 吉兵衛 | 盛岡市立厨川中学校校長     |
| 千 葉 胤 雄 | 花泉町日形公民館長       |
| 寺 崎 敏 子 | 岩手県地域婦人団体協議会副会長 |
| 松葉口 玲 子 | 岩手大学教育学部助教授     |
| 山 田 一 裕 | 岩手県立大学総合政策学部助教授 |
| 吉 川 健 次 | 岩手県立総合教育センター所長  |

( 5 0 音 順 )